

暴風警報（特別警報）発令時の措置について

気象警報には、暴風、大雨、洪水などがありますが、学校が休校になるのは、「暴風警報」の場合です。また上記の警報以外に「特別警報」が発表される場合があります。

- ① **午前7時に大阪府全域または北大阪地域に「暴風警報」または「特別警報」が発表されている場合**

→登校を見合わせて、**自宅待機**させてください。

- ② **午前9時の時点で「暴風警報」「特別警報」が解除されていない場合**

→**臨時休校**となります。

- ③ **午前9時までに「暴風警報」「特別警報」が解除された場合**

→**その時点で登校**させてください。

午前7時の時点で「暴風警報」が発表されている場合、当日の**給食は中止**となります。授業は3限までおこない、3限終了後児童を下校させます。

- ④ **登校後に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合**

→**ただちに児童を集め、教員引率の元、集団下校**を行います。

警報発表後、一時間をめどに児童は帰宅します。

台風接近などが予測されており、児童が登校した後に「暴風警報」等が発表され集団下校を行う可能性がある場合は、あらかじめ家の鍵を児童に持たせたり、昼食の用意をお願いします。

集団下校するのに非常に厳しい状況がある場合は学校待機とし、引き渡しを行います。どちらの場合も、ライデンメールで連絡を取らせていただきます。

集団下校の際、留守宅に児童を一人で置いておくことのできない状況が発生したご家庭は、その旨を学校に連絡いただければ、学校でお預かりさせていただきます。

- ⑤ **学童保育室について**（詳しくは子ども育成課 674-7174 へお問い合わせ下さい）

午前9時の時点で「暴風警報」「特別警報」が発表されている場合は、閉室になります。

午前9時までに「暴風警報」「特別警報」が解除された場合は、開室します。

この場合、給食はありませんので、昼食をもたせてください。

登校後に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合、その時点で閉室になります。放課後で児童を預かっている時間帯の場合、児童を帰宅させます。

- ⑥ **その他**

下校時に、「雷注意報」「竜巻注意報」等が出ている場合は、天候の状況を見て注意を促すとともに、実際に**雷が鳴っている場合は下校させずに一時待機させることがあります**。下校が遅れる場合は、保護者へメール配信いたします。

高槻市では「**高槻市**」「**北大阪**」又は「**大阪府全域**」地域に「**暴風警報**」または「**特別警報**」が発表された場合、上記の措置を取ることになっています。

（高槻市HP→組織から探す→教育委員会教育指導部→教育指導課→お知らせ）

（※注）集団下校を行う際、保護者が直接学校にお迎えに来られても、混雑した正門付近で、引き渡した児童の確認を行うことができませんので、引き渡しは行いません。自転車・徒歩で来られた場合は、解散地点まで児童と一緒に下校してください。車で来られた場合も、お引き渡しすることはできませんので、あらかじめご了承ください。